

。預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件

（平成十六年七月二十六日金融庁・財務省・厚生労働省告示第一号）

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十八条の三第二項（同法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を次のように定め、平成十六年八月一日から適用する。

一 組織再編成（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号。以下「法」という。）第六十八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）に係る資金援助対象金融機関等以外の法人（同項（法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）が金融機関（法第二条第一項に規定する金融機関をいう。）又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等のうち同項第一号又は第三号に掲げるものをいう。）であること。

二 組織再編成により預金保険機構（以下「機構」という。）が割当てを受ける取得優先株式等（法第六十四条の二第六項（法第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）に規定する取得優先株式等をいう。以下

同じ。）となる株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得優先株式等である株式の種類と同一のも
のと認められること。

三 組織再編成により機構が保有する取得優先株式等又は取得貸付債権（法第六十四条の二第五項（法第六十九条第四項
及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）に規定する取得貸付債権をいう。）につき、その処分をし、又は
償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。